

総務委員会会議録

令和6年6月24日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 12：05

【 案 件 】

1. 請願第 7 号 生活応援を現金支給で求める請願
2. 議案第 6 5 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 1 号））
3. 議案第 5 3 号 令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 2 号）
4. 議案第 5 4 号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第 5 5 号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例
6. 議案第 5 6 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
7. 議案第 6 2 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
8. 議案第 6 7 号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

【 報告事項 】

1. 飯塚市消防団員報酬等の過払いについて （防災安全課）

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「請願第 7 号 生活応援を現金支給で求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として、川上直喜議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にお着きください。

（ 紹介議員着席 ）

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○川上議員

日本共産党の川上直喜です。まず、「請願第 7 号 生活応援を現金支給で求める請願」です。請願の要旨は、表題のとおり生活応援を現金支給でということであり、理由としては、食料品、日用品、電気代、ガス代、灯油代、ガソリン代など、物価高騰で市民の暮らしがますます大変になっているということでもあります。

これに対して、武井市長は、昨年の市長選挙の折に生活応援という公約を真っ先に掲げて、選挙公報においても、第 1 に生活応援クーポン券の再発行を挙げました。市民の多くが注目も、期待をしたのは当然だと思うわけです。その後、市長は、国の経済対策が行き届いた折に見通しを考えたいというようなことだったわけです。

そこで、市民の間で上がっている声は、緊急にお願いしたいのは、生活応援はクーポン券ではなく、現金支給でお願いしたいということでもあります。前回の生活応援クーポン券は、それはそれでありがたかったという声もあるわけですが、同時に、支払いに使えないもの、使えないお店があり、手持ちの現金に困っている低所得世帯、高齢者世帯にとっては大変不便な買物になったと、様々に声が上がっているわけでもあります。そこで、今現在、市長は、6 月 1 日付で生活応援クーポン券発行臨時対策室を設け、9 月補正に予算を計上し、年末年始にクーポン券を市民の皆さんに使っていただき、生活応援をすると同時に、地元業者の応援につ

ながるようにという取組をされているわけです。

考えてみますと、今、物価高騰で市民の暮らしが食料品になかなか手が届かないという側面もあるわけですが、先ほど紹介しました品目を聞かれてお気づきだと思いますけれども、市民生活の食料品以外のライフラインに影響を深く及ぼし始めているというところがあります。これに実は、本市の課している国民健康保険税や固定資産税の支払いにも困る。また、ライフラインと言って過言ではないと思われます電話代、スマホの使用料についても滞りがありますという声もあります。

市長は、生活応援クーポン券の再発行と言われているわけですが、対象については、そうであれば非課税世帯、課税世帯に限らずということが想定されるわけですが、同時に、金額については、先ほど申し上げました生活応援クーポン券発行臨時対策室の立ち上げのときにはまだ未定であるということでありました。

昨年、最初の生活応援クーポン券の発行については、昨年6月補正予算で事業が確定していくわけですが、補正ベースで言いますと、事業費の総額は16億1671万1千円となっております。生活応援券生産額のほうは15億5千万円ということでした。したがって、事業経費の見込みとしては、それを差し引くと6671万1千円、ざっくり言えば、約7千万円という見込みであったと思われるわけです。

一方で、現金振込の試算はどうかということについては、せんだっての私の一般質問で質問したところ、考えていないし、資料もないという答弁でしたが、国の給付金の支給において、全世帯に振り込んだ実績がありますので、それを引き出せば、振込の場合の事業経費の見込み、見通しが見えてくるのではないかと思います。いずれにしても、7千万円かかるというようなことはなかろうかと思うわけです。

ぜひ、十分に審査いただき、現金支給につき何の問題もないと、むしろ、12月の給付金の支給においては、本市においてクーポン券ないし現金支給が選択ができるという折に、市長が積極的に現金支給を選択したということもあります。その有効性については、せんだっての一般質問でも、行政経営部長が重ねて答弁を紹介して確認したところでもあります。

ぜひ、総務委員会で十分審査いただき、採択いただきますように、最後にお願ひ申し上げまして、紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

ご説明ありがとうございました。委員の説明だと、クーポン券ではなくて現金で全て市民一人一人に送ったらいいんじゃないかということなんですけども、前回のクーポン券の折りでも、その話は若干出たとは思いますが、現金でお配りすると、確かにいろいろ使い道は幅広く使えるんだろうと思いますが、このクーポン券も多大なる市の税金をぶち込むわけでありまして、どうしても現金になりますと、市外で、私だったら福岡で使うとか、結局、隣の田川で使おうとか、もっと言いますと、貯金しようとかかという話も多分出てくるんじゃないかなあと思っています。

やはりここは、私はやはりクーポン券で、一定の市内しか使えないような枠をつけてやってやったほうが市の財政も相当ぶち込みますんで、市民にですね、改めてまたそういった意味でも還元ができるということで、私はクーポン券のほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺のご意見はいかがでしょうか。

○川上議員

そういう考え方もあると思います。ただ、この請願の趣旨としては、本市の市民の物価高騰の影響がどの段階まで来ているのかということや、これを議会が受け止めていただきたいということが根底にあると思います。今日の生活費が厳しい、今月はどうかという暮らしの方々があ

り、そのために、行くべき病院の受診を我慢したり、食べるべきものを我慢するというような状況すらあり、健康を害し、そして社会的に交流が弱まり、そして孤立をしていくという傾向も生まれ始めておるわけです。そうしたことを考えれば、現金で支給すれば、全額、市域外で使われるということは当然あり得ず、今、現金でということになれば、基本的に大型量販店、大型店舗の問題は別途あるかとは思いますが、地域での消費喚起に、当然ながらつながっていくというふうにも考えております。

○田中武春委員

委員がおっしゃることは一理あるとは私も感じております。この中にも使えない店があって大変困ったというふうな文章が書いてあります。前回、私もその件はあったなというふうに思いますが、今回改めてやりますので、この応援券が使えるようなお店を行政のほうからしっかり一件でも多くしていただければ、何とかこの辺は少しでも解消できるんじゃないかなというふうに思います。私としては、やはり多額な市税をぶち込みますので、クーポン券のほうで市民のためにはなるのではないかなという意見を申し上げまして、発言を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。川上議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

さきの一般質問の中で、9月議会への上程を検討しているというお話がございました。そうすると非常に現実的な話となってくるかと思うんです。で、この生活応援クーポン券の再発行というふうな形の公約が実際の事業化というふうな形になるわけですが、回数、このクーポン券の配付に関して、まだ検討の段階とは思いますが、現状どのような形での実施を考慮されるのか。回数であったりとか、対象であったりとか、所得制限のあるなしであるとか、そういったところ、また、個人にお配りするのか、それとも世帯単位でお配りをするのか、現状においてお答えできる範囲で結構ですのでお聞かせください。

○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

申し訳ございません。今、委員もおっしゃっていただいた状況でございまして、検討の段階でございますので、現状、まだ財政状況等も勘案しながら、今後、組立てについては検討していくというような状況でございますので、現状、お答えするような状況ではございません。

○江口委員

では、1回かもしれないし、また複数回かもしれないということも含めて検討中ということですね。

では、先ほど紹介議員の説明の中でもあった費用の件についてなんです。現金支給の場合、例えば、仮にこういったケースでやったらという形でも結構なんで、現金支給であったら経費としてはどのぐらいかかるのか、また、同じようなケースでクーポン券として配付したら事業経費としてはどのぐらいかかるのか、その点についてお聞かせください。

○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

すみません、具体的な内容がまだ検討段階でございますので、数値としては申し上げることはできませんけれども、クーポン券で発行する場合には、当然、クーポン券の発行する経費であるとか、それをご郵送させていただくような経費というのがかかってくる。あと、現金給付の場合でございますけれども、現金給付になりますと、一旦、通知書を配付、通知

をさせていただきまして、その際に係る郵送料、あと、当然返信がございます。口座番号とかを書いていただいて返信をいただきますので、ご返信にかかる郵送料、あと、決定をしますと通知、これに対する郵送料というところがかかってくる。あとは人件費等になるかと思えますけど、すみません、正確な数値というのは、今お答えすることはできません。

○江口委員

正確でなくてもいいです。おおよそで結構なんで、先ほどは、昨年度のクーポン券発行に関しての費用の案内があったんですけど、その分と、例えば先ほど案内のあった国の支給の分がありましたよね、現金支給の分ね。その数値でも結構なんで、それでそれぞれ幾らかかったのか等をお聞かせいただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 16

再 開 10 : 22

委員会を再開いたします。

○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

失礼いたしました。前回の7万円給付の分と3万円、2万円を給付しましたクーポン券のところで、少し数値のほうをご説明させていただきたいと思います。7万円の給付をしたときが、対象世帯数が2万2千世帯、経費といたしましては約1014万4千円。単純計算になりますけども、1世帯当たり460円程度でございます。3万円、2万円のクーポン券を発行させていただいたときの対象世帯数が約6万5千世帯、対象経費でございますけども6671万1千円。単純計算でございますけども、1世帯当たり1026円というような状況でございます。

○江口委員

ラフな費用ではありますけれど、かなりの差があるというのが分かったかと思えます。

あと、クーポン券なんですが、今までクーポン券を複数発行している、クーポン券ないし商品券とか発行しているわけですけど、このクーポン券、商品券と、プレミアム商品券がありますよね。あと、用途制限とかに関しては、おおよそ両方とも同じような形だったのかどうか、その点はいかがですか。

また、あと今回このような形でとかお考えが決まっているのであれば、それも併せてご案内いただけますか。

○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

令和5年度に行いましたクーポン券のほうで申し上げますと、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い、あるいは、商品券、ビール券などの換金性の高い物の購入、生命保険料、損害保険料などの保険料の支払い、あるいは税金など、国や地方公共団体の支払い等について制限がございました。申し訳ございません、プレミアム商品券のほうにつきましては、資料を持ち合わせておりませんので、ご答弁いたしかねます。

○江口委員

今、不動産関係は駄目よと。あと、ビール券とか換金性があるものは駄目よ。あと、税金は駄目でしたというのが令和5年度分ですよ。今回検討しているのに関しても同様の制度設計となるのかどうか、そこら辺の検討についてはいかがですか。

○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

申し訳ございません。先ほど申し上げたように現在検討段階でございますので、それについてはお答えをいたしかねます。

○江口委員

分かりました。請願の中に食料品、日用品、電気代、ガス代、灯油代等々というふうな形であるんですが、一般的に公共料金と言われるもの、電気料金であったりとか、電気代、ガス代、

そして水道料金とかに関しては、令和5年度のクーポン券では支払いができたのかどうか。いかがですか。

○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

令和5年度の際には、すみません、クーポン券の取扱店といたしまして、ガス事業者についてはご登録をいただいていたというふうには記憶しておりますけども、そのほかの支払いについてはクーポン券の対象でなかったというふうに記憶いたしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

まだ議案が出ておりませんので何か難しいところもあると思いますが、今回、このクーポン券を発行するというか、これからですけども、するに至り、生活応援は無論そうなんです、経済対策もというようなことでクーポン券で、全てのクーポン券が市内業者のところでは使われるということで、過去にもそれが、今質問もありましたけど、あっているというふうに思います。我々生活者は全てこのクーポン券で助かるというのは皆さんそうですけども、地場企業であるとか、商店がどのぐらい売上げがこのクーポンで上がってきたのか。また、そういうのを実際に数値としてやることで、こういう効果が出てますというのを、今持っていなければ、次回、9月の議案提出するときに、やっぱり打つことで、これはこういう効果がありますというのを出していただかないと、現金がよかったんじゃないというふうになってもいけませんので、しっかりそこを見ていただいて、年間の申告といいますかね、企業さん、商店さんのそういうのを見ていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:39

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第7号 生活応援を現金支給で求める請願」を採択することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第65号 専決処分の承認」について、ご説明をいたします。専決第5号、令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので報告を行い、承認を求めるものでございます。

令和6年5月20日専決分の補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に13億7425万8千円を追加して、823億525万8千円にいたしております。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず歳入でございますが、国庫支出金につ

きましては、歳出に計上しております事業の財源として補正をいたしております。

次に歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別給付事業では、令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付と、その世帯が子育て世帯であれば、子ども1人につき5万円を給付するため、2億6820万8千円を計上いたしております。対象者への確認通知は6月下旬から、支給開始は7月下旬から順次行ってまいります。

次に、定額減税調整給付事業費につきましては、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割から定額減税しきれない納税義務者に対して補足給付を行うため、11億605万円を計上いたしております。対象者への確認書通知は7月下旬、支給開始は8月下旬から順次行ってまいります。

5ページ以降に今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武春委員

私のほうからですね、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業について、何点かご質問させていただきますが、今回、令和6年度に新たに非課税となった世帯等へ10万円を給付する事業ということですが、令和5年度、非課税世帯への給付はたしか7万円だったというふうに記憶をしておりますが、今回は10万円ということなんですけれども、どのようなことなのか、ご説明のほうをよろしくお願いします。

○生活応援臨時対策室長

本事業でございますが、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえまして、低所得者支援の給付を行うものでございます。令和5年度につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業といたしまして、非課税世帯に対しまして、令和5年8月頃に3万円の生活応援クーポン券を配付いたしております。また、この3万円クーポン券に加えまして、令和6年1月から3月にかけて、7万円の追加給付を行い、合わせてこのたびの給付金と同額の10万円の給付を行っておるところでございます。いずれにつきましても、国の低所得者の方々への支援事業といたしまして、重点支援地方交付金を活用し、行ったものでございます。

○田中武春委員

それでは、今回の対象者は、令和6年度に新たに非課税や均等割のみの課税になった世帯ということですが、令和5年度に非課税世帯への給付対象世帯であったが申請していない世帯は、今回改めて申請できるのでしょうか。

○生活応援臨時対策室長

このたびの新たに住民税非課税等となる世帯への給付につきましても、国の重点支援地方交付金を活用した事業でございますが、国からの通知に基づき、対象者を抽出いたしております。令和5年度非課税世帯または令和5年度均等割のみ課税世帯への給付対象世帯は、令和6年度の給付事業の対象外とされているところでございます。

○田中武春委員

それでは、対象者だったんだけど、長期不在で申請できなかった人もおられるんじゃないかなというふうに思っていますが、その辺はどのようになるのでしょうか。

○生活応援臨時対策室長

本事業の給付対象外となる令和5年度の給付対象世帯は、給付を受けた世帯のほか、対象世帯として確認書等の送付があったが、未申請であった世帯ですとか、給付を辞退した世帯とな

っておりますが、随時、国の通知等を確認しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○田中武春委員

辞退した世帯についてはないということは理解できます。確認書等の送付があったけども未申請であった世帯の方々は、いつまでに相談したらよいのでしょうか。教えてください。

○生活応援臨時対策室長

本事業の申請期限でございます令和6年9月10日までが申請期限となります。臨時特別給付金コールセンターまでご連絡をいただきまして、事情をお伺いした上で、国の通知等を踏まえ、対応させていただきたいというふうに考えております。

○田中武春委員

多分ですね、申込みできなかった人は数は少ないと思いますけども、多分そういった方々は、たまたまその期間、長期入院していたとか、施設に入所などしていて、申請ができなかった方もおられるんじゃないかというふうに思います。ぜひ担当課のほうでも、そのような方々に対しまして、周知していただくよう要望をいたしておきたいと思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武春委員

すみません。もう一つありました。私からもう一個のですね、補正予算概要の4ページですね、定額減税調整給付事業についてご質問します。定額減税や調整給付金はデフレ完全脱却のための総合経済対策ということにおいて、賃金上昇や物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として令和6年分の所得税、それから令和6年度分の個人の市民税や県民税の減税を実施しますけども、この調整給付の概要とどのような方が給付対象となるのか、お示しいただけないでしょうか。

○調整給付臨時対策室長

この給付事業につきましては、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付を行うものです。

給付対象者は、納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税の可能額が令和6年分の推定所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回ると見込まれる方になります。

給付金額は所得税分の定額減税可能額1人につき3万円から令和6年分の推計所得税額を差し引いた額と、個人住民税分の定額減税額1人につき1万円から令和6年度分個人住民税所得割額を差し引いた額との合計額を基礎として、1万円単位で切り上げた額を支給いたします。例を挙げて説明しますと、単身者の方で、個人住民税所得割額が5千円、所得税が2万円の方の場合、個人住民税の定額減税額は1万円ですので、1万円から5千円を引くと減税が受けられなかった額は5千円となります。また、所得税の定額減税額は3万円ですので、3万円から所得税額の2万円を差し引くと、1万円が減税を受けられなかった額となります。この個人住民税と所得税の減税を受けられなかった5千円と1万円の合計額が1万5千円となりますが、1万円単位に切り上げて支給いたしますので、2万円が調整給付の額となります。

○田中武春委員

それでは、調整給付というのは、定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて行うということですが、定額減税とはどういう制度なのか、お示してください。

○調整給付臨時対策室長

今回の定額減税は、個人住民税については、令和5年分の合計所得金額が1805万円以下の納税者の方に対し、その納税者本人及び扶養親族1人につき令和6年度分個人住民税の所得割額から1万円、所得税につきましては、令和6年分の合計所得金額が1805万円以下の納

税者の方に対し、納税者本人及び扶養親族1人につき3万円の定額減税を行うものでございます。

○田中武春委員

それでは、調整給付の対象となる所得の目安などがありましたらお示してください。

○調整給付臨時対策室長

国が示します目安としては、例えば、給与収入の方の場合、単身者は収入が約210万円以下、配偶者と子ども2人を扶養している場合は、収入が約535万円以下の方が対象となるとされております。

○田中武春委員

それでは、給付対象者を2万5千人と見込んだ根拠についてお示してください。

○調整給付臨時対策室長

対象者数を見込んだ時点では、調整給付の算出根拠となる令和6年度分の個人住民税額はまだ確定しておりませんでしたので、令和5年度分の個人住民税の税額と、それを基に所得税額を推計し、対象者を見込んでおるところでございます。

○田中武春委員

この2万5千人は若干変わりますよということでご理解していいですね。はい、分かりました。

調整給付金は早く給付することが必要ですが、これから給付をするまでの事務の流れといたしますか、スケジュールについてはどのように取り組まれるのか、お示してください。

○調整給付臨時対策室長

現在、調整給付事業を行うシステムの改修を行っております。対象者の方へ給付金支給確認書をお送りするのは、7月下旬から8月上旬を予定しております。その後、対象者の方から、確認書の返送や電子申請をしていただき、順次お支払いをすることとなりますが、最初の給付金の振込予定は8月下旬頃になる予定としております。また、対象者の方からの申請期限は、国からの通達により、令和6年10月31日までとなっております。

○田中武春委員

はい、分かりました。期限が10月31日までということで、あんまり時間がありませんが、ばたばたせないかんですね。

次に、給付金の申請はどのような方法で行うのか、お示してください。

○調整給付臨時対策室長

調整給付の対象の方には、調整給付金支給確認書を郵送いたします。申請方法につきましては、2通りありまして、お送りした確認書に必要事項を記入していただき、本人確認書類や口座情報が分かるものを添付して、返信用封筒に同封して郵送していただく方法と、同封のお知らせに記載しておりますQRコードをスマホ等で読み込み、電子申請をしていただく方法があります。

○田中武春委員

よく分かりました。私が懸念するのは、この確認書がですね、宛名不明か何かで家に届かなかった場合、まず返送されてくる場合もあると思いますが、そのときはどのような対応を行うのか、お示してください。

○調整給付臨時対策室長

確認書の発送前後に住所の異動がないかを本市の各業務において、送付先等の設定がされていないかを確認して、再送付等を行っていく予定としております。

○田中武春委員

ぜひよろしくお願いたします。

最後に要望となりますけども、申請期間が先ほど言いました10月31日までとされている

ところですが、対象者の方がですね、調整給付金支給確認書が送付されたときに、この書類は大事な書類だというふうに市民が分かりやすいように、対象者の方が確実に給付金の受け取りができるよう、送る封筒の色を少し変えるなど、ぜひ、担当課のほうで工夫をすることが必要ではないかというふうに考えますので、担当課としてその分検討していただくよう要望しまして、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 専決処分の承認（令和6年度飯塚市一般会計補正予算（第1号））」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

議案第53号と表示されております補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に3億3926万2千円を追加して、826億4452万円にするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず歳入でございますが、県支出金、諸収入につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。繰入金等の財政調整基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整として1億3718万9千円追加するものでございます。

次に歳出でございますが、衛生費、予防費の高齢者予防接種費では、新型コロナワクチン予防接種が季節性インフルエンザと同じ定期接種に位置づけられたことに伴い、市が予防接種を実施する費用など、3億3411万3千円を追加するものでございます。

商工費、観光費の観光振興費では、飯塚市観光地域づくり法人の設立のため、準備会議や先進地視察を実施する経費として166万2千円を追加するものでございます。

内野宿長崎屋管理費では、内野宿長崎屋管理棟の建物明渡請求事件が終結いたしましたので、弁護士謝礼金118万5千円を計上するものでございます。

災害復旧費の農業施設災害復旧費では、令和3年8月豪雨による災害復旧工事に伴う工事周辺家屋の事後調査が終了したことから、対象家屋4件に対する家屋等補償費230万2千円を計上するものでございます。

次に、5ページ以降に今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

高齢者予防接種費についてちょっとお伺いいたします。対象者が65歳以上の高齢者ということで、対象人数が分かればお願いします。

○健幸保健課長

対象者につきましては、65歳からと基礎疾患がございます60歳から64歳の方が対象となります。対象者につきましては、予算編成上ではございますが、令和6年3月末現在の4万226人に対して60%の接種率を見込みまして、2万4136人としているところでございます。

○奥山委員

2万4千人ぐらいの方が打たれるということで、それぞれの方の負担はどのようになりますでしょうか。

○健幸保健課長

低所得者の方々に対しましては、自己負担はございません。一定の所得のある方につきましては、自己負担としまして2100円を負担していただくようにしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第53号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○情報管理課長

「議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以降、マイナンバー法と申し上げます。この法律の一部改正によりまして、当該条例の関係規定を整備するものでございます。

4ページから5ページにかけてまして、新旧対照表をつけております。主な改正内容としましては、当該条例がマイナンバー法の別表第2を引用してマイナンバーを庁内連携にて利用できる事務の範囲を規定していますが、別表第2が削除され、主務省令で同事務を規定されることになりましたので、当該条例の関係する規定を整備するものでございます。

新旧対照表にて説明いたします。4ページを御覧ください。第2条第6号及び第7号にて、削除される法別表第2に掲げる事務及びその事務の特定個人情報をそれぞれ「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」と、法改正に伴い用語を整理しております。同第4条第1項は庁内でマイナンバーを連携する事務を規定し、同第3項はそれを利用可能とする規定をしておりますが、これらも先ほどと同じように、法改正に伴い用語の整理をしております。

以上、簡単ではありますが、議案第54号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第54号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決すること

に、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第55号」につきまして、補足説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。本案につきましては、先般、総務委員会でご報告いたしました市職員による各種団体等現金（公金外）における横領事案の発生に伴い、自らを戒め、その責任を明らかにするため、市政の責任者である市長及び職員を統括する者として、公営競技事業所を除く経済部の事務を担当する副市長の給料を、市長は100分の10、当該副市長は100分の5について、それぞれ1か月間減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武春委員

私のほうから、飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例について、何点か質問します。まず1点目がこの議案提出に至った経緯ですね、これについてお示しいただけますでしょうか。

○人事課長

今回の事案を受け、職員の処分が決定した3月末に、市長よりご自身の給料減額に係る条例を直近の定例会である6月議会で議案を提出するよう指示がございまして、その後、市長、副市長と打合せをした上で条例案を作成し、条例案の提出に至ったものでございます。

○田中武春委員

それでは、今回市長が10%、1か月、副市長が5%、1か月とした理由ですね、何か基準や根拠等があるのか、お示してください。

○人事課長

基準や規定といったものはございませんが、市長の指示の下、本市及び他市の同種の事例を調査いたしまして、それを参考に減額の割合と期間を決められたものでございます。

○田中武春委員

それでは、本市と他市の同種の事例等が具体的に分かれば、お示しいただけますでしょうか。

○人事課長

本市の事例といたしましては、合併前になりますが、平成15年度の各種団体等現金（公金外）における横領事案と庁舎への放火もある事案で、市長が100分の20、1か月、副市長が100分の10、1か月。それから、平成22年度の各種団体等現金（公金外）における使途不明金の事案でございまして、本人の死亡退職もある事案でございます。こちらが市長が100分の20、1か月、副市長は選任議案と同時であったため減額はございませんでした。こういった事案を参考にしました。

いずれの事案につきましても、各種団体等に係る公金外の横領、使途不明金の事案と同時に、放火もしくは本人の死亡という事案であったため加重し、100分の20となっておりますので、今回の事案はそのようなものがないため100分の10といたしているものでございます。

当該事案と同種の事案について、インターネットで確認できる範囲ではございますが、他市の状況を確認しましたところ、令和2年5月の北海道にある市では、市長、副市長とも100分の10、1か月。平成26年1月の福島県にある市では、市長、副市長とも100分

の10、1か月。平成25年5月の滋賀県にある市では、市長、副市長とも100分の10、1か月という状況でございました。

○田中武春委員

それでは、先日の議案質疑の中で明らかになった市職員が経理を担っている関係団体が132団体あった。その経理を請け負う上で遵守する項目を定めた市の要領があるとのことでしたが、この要領について、実は資料要求をしたいというふうに思いますので、ぜひ委員長において取り計らいのほうをよろしく願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま田中委員から要求がっております資料は提出できませんでしょうか。

○人事課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま田中委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができました。サイドボックスに掲載をしておりますので、確認をお願いいたします。

○田中武春委員

すみません、資料ありがとうございました。

では、各種団体等現金（公金外）、この事務取扱要領をですね、すみません、簡単にご説明していただけますでしょうか。

○人事課長

簡単に、事務取扱要領につきまして説明させていただきます。

1では、各種団体等の会計事務においても、公金の事務手続と同様に取り扱い、適正に事務処理を行うことを規定しております。

次の2と3でございしますが、こちらでは、印鑑と通帳の取扱いについて規定しております。

次の4につきましては、支払いは口座振替を原則とし、現金の取扱いは最小限にすることを規定しております。

その次の5と6と7、こちらでは、支払いに係る決裁、それから役割分担とその明確化について規定しております。

8番と9番では、都度、あるいは定期的に通帳、帳簿類、領収書等の点検をすることを規定しております。

次の10番と11番では、各種団体等現金の取扱いや関与を廃止あるいは軽減を検討するように規定されております。

最後に12は、各種団体等における現金の取扱事務について疑義が生じた場合は速やかに改善することが規定されております。

○田中武春委員

次に、この横領の事案を受けて、4月から市職員が経理を担っている現状の調査をしたようだというふうに聞いておりますが、その調査結果についてお示しいただけますでしょうか。

○人事課長

調査内容につきましては、本市が現在取り扱っている各種団体等現金（公金外）がどのくらいあり、その経理において本市が定めている各種団体等現金（公金外）事務取扱要領にのっとり事務処理ができていないかを調査いたしました。現時点では、各所属の自己診断の段階でござ

ざいます。

調査結果は、経理を取り扱っている団体が132団体でございました。事務取扱要領にある12項目について、全て実施できているものが32団体の会計処理、一部実施できていないものが100団体の会計処理でございました。また、事務取扱要領のうち、実施できていない項目が多かったものは、3番目の「通帳印鑑とその他の文書等に使用する印鑑は、必ず別のものとする」と、4番目の「支払いは、口座振替とし現金の取扱いは必要最小限とすること」、9番の「適宜金融機関の預金残高証明書により通帳との照合を行うこと」、10番の「各種団体等の現金取扱い事務については、他機関への移管等により職員の関与を廃止、又は軽減できないか検討すること」、11番の「各種団体等について事業廃止や統合等、その必要性について検討すること」でございます。

今回の事案につきましては、4の「支払いは、口座振替とし現金の取扱いは必要最小限とすること」、8の「その都度あるいは定期的に出納簿・通帳残高・決裁文書・領収書等により、複数職員で精算・点検を行うこと」ができていれば防ぐことができたと考えております。取扱要領は、事故防止に対し有効な手段が記載されているものと考えております。

○田中武春委員

調査結果を聞いたところ、遵守すべきルールがあって、それができていない経理事務があるとのことですね。この要領にはですね、検討事項なども含まれており、全て遵守できているとはなかなか難しいところもあるが、具体的に示されている事務処理方法については必ず遵守し、二度と今回のような横領事案が発生しないよう徹底していただきたいというふうに思います。

また、この要領にある10番ですね、「各種団体等の現金取扱い事務については、他機関への移管等により職員の関与を廃止、又は軽減できないか検討すること」、もう一点は、11番には「各種団体等について事業廃止や統合等、その必要性について検討すること」という項目の徹底が、再発防止の最善策だと考えます。これまでの経緯、それから各種団体等の関係性もあるというふうに思いますが、なかなか簡単に実施、実行できないとは思いますが、再度これらの項目を真剣に捉えていただいて、事故が起きかねない現金の取扱事務を廃止し、少なくとも、減らすことに取り組んでいただきたいというふうに思います。繰り返しになりますが、職員自身が自分を守る、それから職員を守る、市への信頼を守るため、この事務取扱要領の遵守の徹底を図っていただくよう、また二度とこのような事案がないように求めまして、私からの要望とさせていただきます。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

今る聞かれたところもあります。私から何点かですね、私も4月のときに1つ質問をさせていただいて、現金でやり取りというところが、ここにも、要領の中にもですね、4番目に、支払いを口座振替とすればあのような事件がですね、事故は起きなかったと思いますが、現在はこの132団体のうち、かなりのところがまだされておりませんが、されているかどうかお尋ねします。

○人事課長

今回事案のあった団体につきましては、改善を図っているというふうにお聞きしております。そのほかの団体につきましては、その後の調査というのはまだできておりませんので、今後また一定期間経過後に遵守を求めて、それから一定期間経過後に再度同じような調査をして確認をしてまいりたいと考えております。

○奥山委員

事案が起きたところはもう既に口座振込でやっているということで、ほかのところはまだこ

れから調査ということでしたが、口座振込をするのに、一定の期間が必要だというお話でしょうか。例えば今日ですね、市長、副市長等はですね、明日からの取引においては口座振込にしてくれというふうに、例えば言われたら、いやいや、ちょっと1か月待ってください、2か月待ってくださいということになるのか。向こうから、当然、請求書の中に口座が書いてあれば、一般の取引でもそうですけども、書いてあればその日からできると思いますが、その点、できない理由は何かございますでしょうか。

○人事課長

今回調査を行った後に、その後の確認ができていないということでございまして、それぞれの事務を担当しているところにつきましては、既に改善をしているところもあると考えております。

○奥山委員

もう調査後ですね、もうほとんどのところはしたんだろうということでございますが、新聞にはですね、先日の新聞で、まだ100団体ぐらいができていないと。その内容はこうでしたということで、それを載せるのがよかったのかどうかというのは分かりませんが、ほぼできているということですね。

次に、ちょっとお伺いしますが、132のそういう関係団体の業務を、出納業務ですかね、市のほうで行っているということについて、サービス規程といいますかね、本来の市の業務ではないことを行われてはいますが、サービス規程みたいなものはあるのかどうか、お尋ねします。

○人事課長

このような各種団体等の事務を取り扱う場合は、事務分掌で決め、規定がされているものでございます。

○奥山委員

ちょっと私が民間におったということもありますけれども、132の関係団体ですので、そういう、決算であるとか、振込であるとか、現金の出し入れとかいう業務をですね、例えば1つの関係団体が年間1時間やったら132時間、市の職員の方は自分のルーチン業務以外のことをされるということですよ。分掌か何かあるということでしたが、それが果たしていいのかどうかというのは私も分かりませんが、自分のやるべき仕事を横に置いて、これをやらないかんということになりますけれども、それはそれでよろしいのでしょうか。

○人事課長

先ほど申しました事務分掌に規定されているということになりますと、その業務自体が職員の担当業務、事務分担の業務ということになりますので、その分については、市の職員が実施することについては特段問題ございません。

○奥山委員

最後になりますけれども、関係団体にこの今の業務を戻す、戻さないは検討されているところだろうと思いますが、戻すことは可能でしょうか、市として。向こうの関係ではなくて、そちらでやってくださいというのは可能なかどうか、お尋ねします。

○人事課長

その各種団体、関係団体の設立の経緯とか、これまでの事務の取扱いの経緯とかもございしますので、簡単に全てをいきなりということは難しいかとは思いますが、調整を図っていくと、協議してまいるということになっていくと思います。

○奥山委員

最後、要望になりますけれども、冒頭に質問しましたが、前者も言われましたけども、職員を守っていただくということで、現金をですね、今のほうも現金がいろいろ問題になっておりますけども、現金についてはもう手を触れなくてもいいような形に、ここにもですね、現金の取扱いは最小限、何がどれが最小限というのは分かりませんが、一元たりともですね、や

っぱり現金に触れないような流れにさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。以上で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

1点だけちょっとお尋ねします。頂いた資料の、公金外の事務取扱要領の中に、決算とか監査に関わることが記載がないかと思うんですけど、市の職員は、その経営に対して補助的にサポートするんで、その辺の決算とか監査には関与しませんよと。決算の監査の規定というのは各種団体でおのおの決められているので、そこに準じていますという考え方ですか。

○人事課長

質問委員がおっしゃるとおりでございます。実際、市の職員のほうが会計事務を担当しておりますので、その者自体が監査すること自体にあまり意味がないだろうと思いますんで、各種団体の監査の規定にのっとって監査を受けるということになるものと思います。

○赤尾委員

この市長、副市長の給与の減給とか、起因する問題があるじゃないですか、茜染の団体さん、その中で、例えばその、そういう決算規程とかですね、経理に携わるのであれば、そういう決算規程とか監査規程とかを設けるといろいろ未然に防げることがあるのかなとも思ったんですね。この事業でどのくらいの間、この不正は行われたんですか、期間で言うと。

○人事課長

2年度にわたってありました。

○赤尾委員

例えば、単年度で1年ごとに決算とか監査とかをやっておけば未然に分かり得たと、そこで対処ができたということはございませんか。

○人事課長

実際に監査を1回受けているんですけども、各種団体のほうの監査を受けているんですけども、その際に、領収書の添付漏れとかいう指摘がございまして、そこできっちりとその対応ができておれば、今回のようなことがもう少し早く、判明したのではないかと考えております。

○赤尾委員

これももう要望になりますけど、この事務取扱要領の中にそういう決算とか監査に若干触れるようなことが出てきてもいいのかなと、私個人的に思っております。今答弁いただいたように、早めに分かるといういろいろ防げることもあったんじゃないかなと思いますんで、その辺を要望しておきます。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第55号 飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 : 35

再 開 11 : 44

委員会を再開いたします。

「議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。この議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の公布に伴い、令和6年4月1日以外の施行部分について、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容につきまして、議案の概要及び新旧対照表に沿って説明させていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。新旧対照表の第34条の7につきましては、公益信託に関する法律が改正され、新たな公益信託制度が設けられたことに伴い、公益信託の信託財産とするために支出した信託業務に関連する寄附金については、寄附金控除の対象とするなどの措置を講ずるとされた所得税法の規定の見直しに対応するためのものでございます。

この部分の施行日は、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日となっております。

次に、議案書の9ページをお願いいたします。新旧対照表の第56条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、条文中の私立学校法の一部が改正されたことにより、条項の改正を行っております。

この部分の施行日は、令和7年4月1日となっております。

次に、議案書の10ページをお願いいたします。新旧対照表の附則第4条の2の公益法人等に係る市民税の課税の特例につきましては、単に課税標準の計算を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除されたものであります。

この部分の施行日は、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日となっております。

以上、簡単ではありますが、飯塚市税条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」について、補足説明を行います。

議案書の29ページをお願いいたします。本件は地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものであり、内容といたしましては、飯塚市消防団飯塚方面隊第1分団に、消防ポンプ自動車1台について、買換え配備を行おうとするものです。なお、取得価格は2497万円。契約の相手方は株式会社福岡トーハツ北九州営業所でございます。

なお、補足資料としまして、購入予定車両の形状概要図を添付しておりますので、参照方お願いします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第67号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします。この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）及びその関連法令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。43ページから75ページまで新旧対照表をつけております。

主な改正内容につきまして、議案の概要に沿って説明させていただきます。今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、令和6年度分の個人住民税の定額減税に係る規定の新設や固定資産税の負担調整措置の継続など、関係規定を整備するものでございます。

まず、市民税関係です。令和6年度分の個人住民税の定額減税に係る規定が新設されております。具体的には、納税者の令和5年中の合計所得金額が1805万円以下の場合に限り、個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減額を行うものです。個人住民税の定額減税の実施方法については、給与所得者で特別徴収されている方は、令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11か月間で徴収します。また、普通徴収の方は、令和6年度分の個人住民税を定額減税前で算出した第1期分の税額から控除し、第1期分から控除し切れない場合は、第2期分以降の税額から順次控除することになります。

次に、固定資産税関係です。主なものとして、令和6年度の固定資産の評価替えに伴う税負担の上昇幅が大きくなる場合、上昇幅を一定範囲に抑えるという土地の負担調整措置について、現行の仕組みを令和8年度までの3年間延長するものです。

また、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、特定のバイオマス発電設備について、自治体独自で課税標準の特例割合を定める「わがまち特例」の割合を参酌基準の割合として定めるものです。

その他、地方税法改正に伴う参照条項のずれへの対応を行っております。

なお、専決処分を行ったものにつきましては、令和6年4月1日の施行となります。

以上、簡単ではありますが、飯塚市税条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第67号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市消防団員報酬等の過払いについて」、報告を求めます。

○防災安全課長

「飯塚市消防団員報酬等の過払いについて」、説明いたします。お手元の資料をお願いします。

本件の内容につきまして、飯塚市消防団の令和5年度中途入団者、いわゆる新入団員に係る年額報酬につきまして、入団時からの月額算定を行わず、誤って年額分の満額を支払ったものでございます。今回の過払い対象者数は39名であり、過払い金額につきましては57万4890円となっております。

次に、概要でございますが、消防団員の年額報酬につきましては、飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例施行規則第7条において、「年又は月の中途において職に就き、又は職を離れた場合は、月割計算により支給する」となっており、また、同規則第8条において、「当該年度分をその翌年度の4月に支給する」となっております。この支給事務について、月割り支給対象者と通常の満額支給対象者との区分をせずに、総括して年額報酬の計算を行ったものでございます。

報酬等の支払いにつきましては、今年度から各団員が所有しておられます口座への直接振込を開始しております。この口座振込を本年5月10日に行っており、この日以降に、今回対象者のお一人から所属分団長に対して、報酬額が多いのではとの相談があり、その内容について、所属分団長から市に対しての報告があったもので、同時に、全容調査を開始し、他の対象者の支給状況を含め、5月21日に現状の確認ができたものでございます。

本件の事故の要因としましては、月割り対象者が存在することの認識不足と併せ、チェック体制について配慮が足りなかったものでございます。

今後はこのようなことがないよう、市の支給事務体制の再確認と併せ、消防団との情報共有を図り、再発防止に努めてまいります。

なお、過払い金につきましては、今回対象者への謝罪と併せ、超過徴収額を示した納付書を送付し、早期の回収を進めております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○吉田委員

内容についての説明を受けましたが、令和5年度中に途中で入られた方については、月割りで払わなくてはいけないのを、年額で支給してしまったということが起こってしまったと。新規入団団員の一人から、分団長を通じて市のほうにお話があったということですけど、その後納付書による集金ということでは言われましたけど、現状で今どこら辺まで進んでいるんですか。もう返ってきたところもあるんですか。

○防災安全課長

この納付書の発送につきましては、6月に入りまして、早急に実施しております。現在のと

ころ、約半数程度の団員さんから、もう既に回収を済ましておるといふような状況でございます。

○吉田委員

対象者39名ということですが、39名については確実にご理解いただけたという形の考え方でよろしいのでしょうか。

○防災安全課長

こちらのほうで、まず事情についてお電話と面談によって説明をさせていただいています。その説明のときに、理解をいただき、支払いのほうのご理解もいただいております。

○吉田委員

引き続きよろしくお願ひしたいのと、またこれが二度と起こらないように、消防団につきまして、各部署からご相談を受けますけど、やはり団員さんが少ないという折、こういう形で出ばなをくじかれたといいますか、いうことになれば、新規の団員さんの獲得も難しくなってくると思いますので、そこら辺ひとつ、このような間違いがないようによろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

今、何点か聞かれましたけど、私からも数点ですね。まず、この支払いがシステム化されていないのか、手計算で電卓をたたきながらやるのか、ちょっとお願ひいたします。

○防災安全課長

実はこの報酬等の区分が様々ございまして、まず年額報酬、そして出動報酬、別に費用弁償というのがございまして、例えば会議に出席する、出初式に出席する、それぞれでございます。もちろんこれはデータによって各団員さんのいわゆる部長以上の方から報告を受ける形になっていまして、今回、実は出動報酬のほうにちょっと、私どもが集中し過ぎてしまひましてですね、いわゆる出動回数によってその金額が変わってきますものですから、そちらのほうで変わってきますものですから、そちらのほうにちょっと手を焼いたところでございます。また、基本的にはこのデータをもらうだけのアプリで、いただいた後は手計算といいますか、一応職員がエクセルなどを使って、その費用を算出するというふうな形でございます。

○奥山委員

なるべく、そういう漏れというのがないように、システム化していただければと思います。

それと、チェック体制とありましたけれども、なかなか難しいんだろうと、何百人もいらっしやいますね、団員の方がですね。それを一人一人、この人はいつ入ったとか、年間通して前年からずっと入ってある方とか、先ほどの出動回数とか、いろんなチェックがあるんだろうと思いますけども、これはもう何かシステム化されるように、事故にならないようにですね、もらうときばっかりとよく言われますので、市のほうはそういうことがないように、ご苦勞かけますけども、よろしくお願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひします。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。